

# 公示書

広島市中区上八丁堀6番30号に所在する「広島合同庁舎」内の指定の場所で行う福利厚生施設（食堂）の営業を希望する者の募集につき、次のとおり公示する。

令和8年7月9日

財務省共済組合  
中国財務局支部長 中村 広樹

## 1. 予定事業 食堂

## 2. 応募者に必要な資格等に関する事項

- (1) 「広島合同庁舎」内の指定の場所で、上記1.の事業の経営を希望する、良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する業者。
- (2) 財務省共済組合中国財務局支部基準を満たしていること。（詳細については下記9.に照会して下さい。）
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 公示期間中に参加申し込みのうえ、募集内容の説明を受けた者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、直近5年以内に法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (9) 法人等の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (11) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (12) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (13) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (14) 暴力団又は暴力団員及び（10）から（13）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (15) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に所属する者でないこと。
- (16) 申請時から過去5年以内に保健所から衛生管理面での指導等を受けていない者、又は指摘事項等があった場合には適正な措置が講じられていること。
- (17) 営業開始日までに食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に基づく営業許可等、営業を行うために必要な関係法令上の諸手続きを終えることができ

る者であること。

3. 委託料

委託料は支払わない。

4. 契約期間（予定）

- (1) 令和8年10月1日～令和9年9月30日の1年間。ただし、5年を超えない範囲で更新することができる。なお、最長で令和13年9月30日まで可能。  
ただし、営業権は一切認めないものとする。
- (2) 営業日は原則として、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日を除く毎日。
- (3) 契約期間満了後（更新を認めたときは、更新後の契約期間満了後）再公募により事業者を決定する。

5. 応募要領交付の日時及び場所

応募要領等の交付並びに企画提案書等の作成要領及び施設の概要に関する説明資料の交付を以下のとおり行う。

なお、以下の期間に応募要領の交付を受けなかったものの応募は認めない。

日時：令和8年7月9日（木）～令和8年7月24日（金）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

場所：広島市中区上八丁堀6番30号

広島合同庁舎4号館11階 中国財務局総務部会計課厚生係

6. 企画提案書の受付

(1) 受付期間

令和8年7月9日（木）～令和8年7月31日（金）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付場所

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館11階

中国財務局総務部会計課厚生係

7. 審査方法

「広島合同庁舎食堂委託業者選定委員会」において、審査、選定を行う。

8. 照会先

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館11階

中国財務局総務部会計課厚生係

TEL 082-221-9221（内3338）

9. 申請書等の無効

本公示書に示した資格のない者の応募は無効とする。

10. 選定結果の公表

決定業者の氏名、住所等を公表する。